

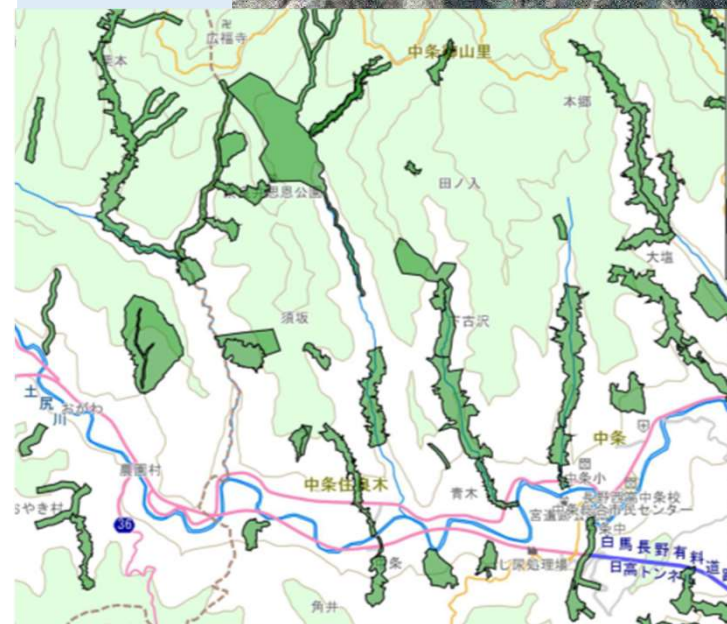
規制内容

砂防設備を要する土地、治水上砂防の為に一定の行為を制限すべき土地

建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 など

凡例

■砂防指定地（砂防法）

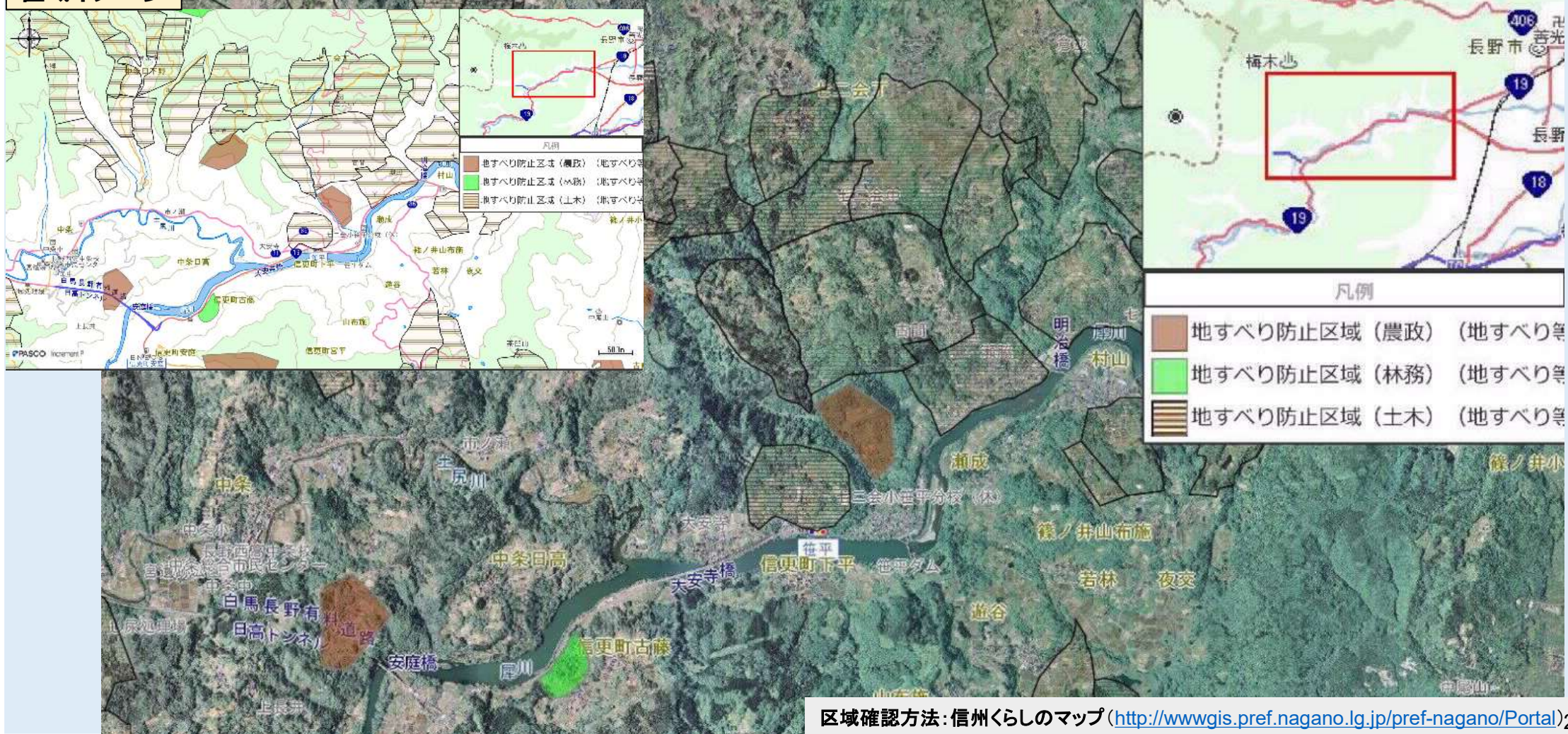


区域確認方法：信州くらしのマップ(<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>)

地すべり等防止法

区域名	区域説明	規制内容
地すべり防止区域	地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するもの（法第3条）	地すべり防止区域内において、次に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 地下水の排除を阻害する行為 (2) 地表水のしん透を助長する行為 (3) のり切又は切土で一定規模以上のもの (4) 地すべり防止施設以外の施設又は工作物で一定規模以上のものの新築又は改良 等

区域イメージ



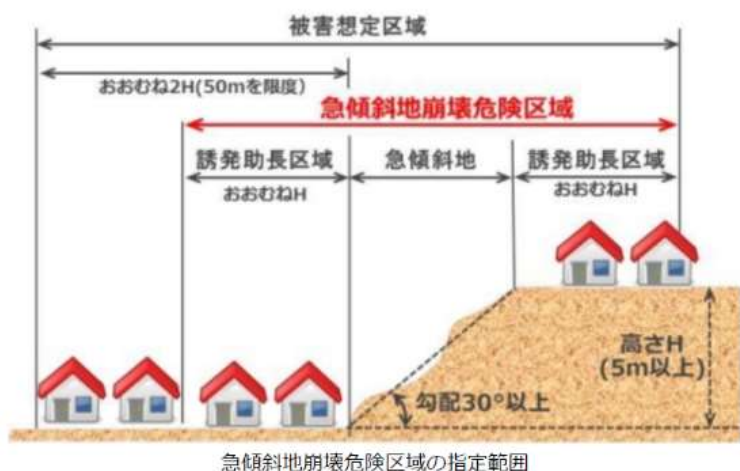
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

区域名	区域説明	規制内容
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれが内容にするため、行為が行われることを制限する必要がある土地の区域	急傾斜地崩壊危険区域内において、次の該当する発電設備の設置のため開発行為を行う場合に、知事の許可が必要 (1) 水のしん透を助長する行為 (2) 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 (3) のり切、切土、掘さく又は盛土 (4) 土石の採取又は集積 等

区域イメージ

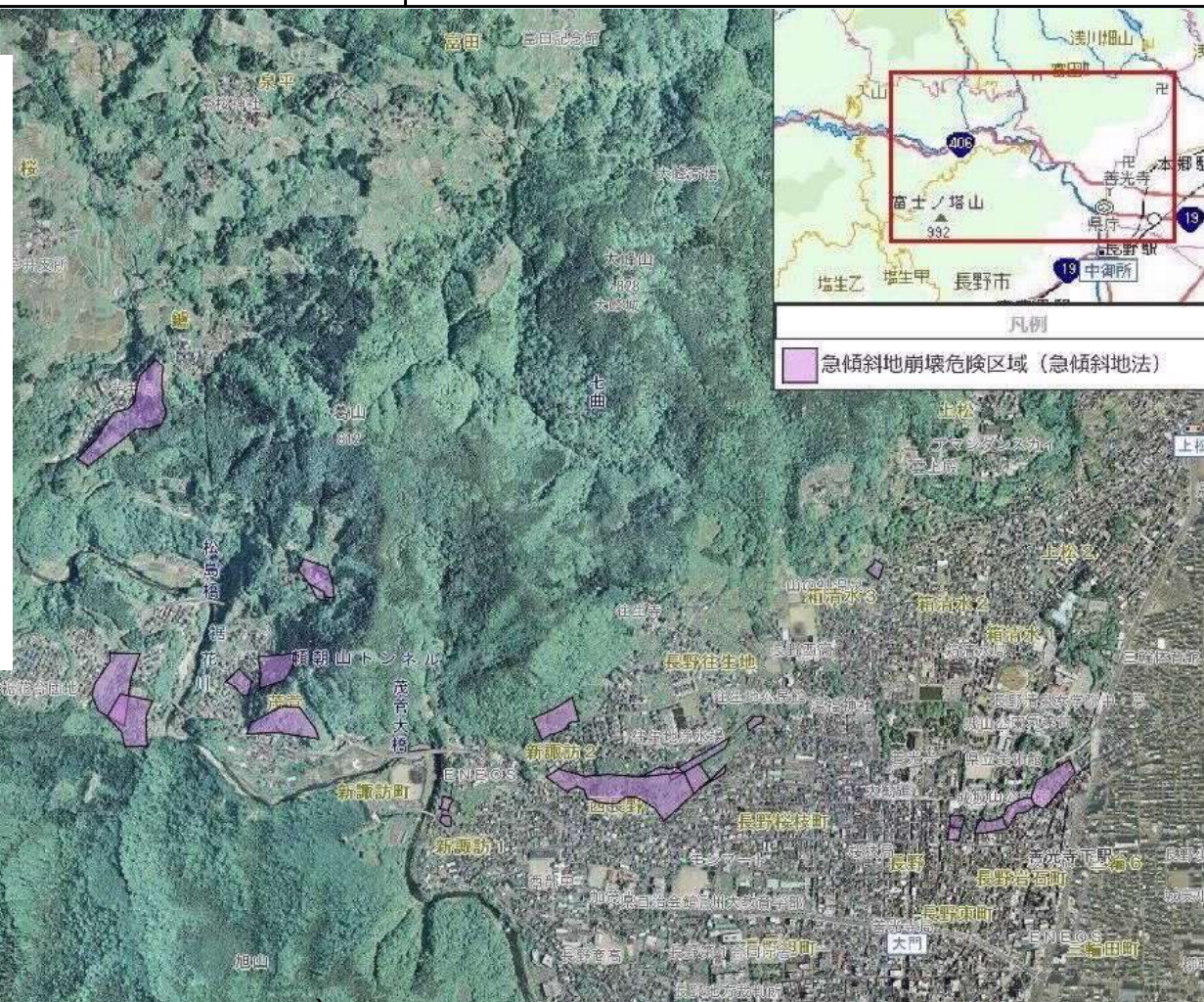
【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

- 急傾斜地（傾斜度が30度以上）の高さが5メートル以上の土地
- 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある、または5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域



出典：東京都建設局

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/kasenbu0090.html



区域確認方法：信州くらしのマップ (<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>)

森林法

区域名

区域説明

規制内容

森林

森林計画対象森林
(保安林除く)地域森林計画の対象となる民有林
(法第5条第2項の対象とする森林区域)

〔林地開発許可〕

地域森林計画対象となっている民有林において1haを超える土地の形質を変更する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

〔伐採及び伐採後の造林の届出〕

1ha以下の場合には市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定
(法第25条及び第25条の2)

〔保安林の指定の解除〕

農林水産大臣又は都道府県知事は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

〔保安林における制限〕

保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立木の伐採及び開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。

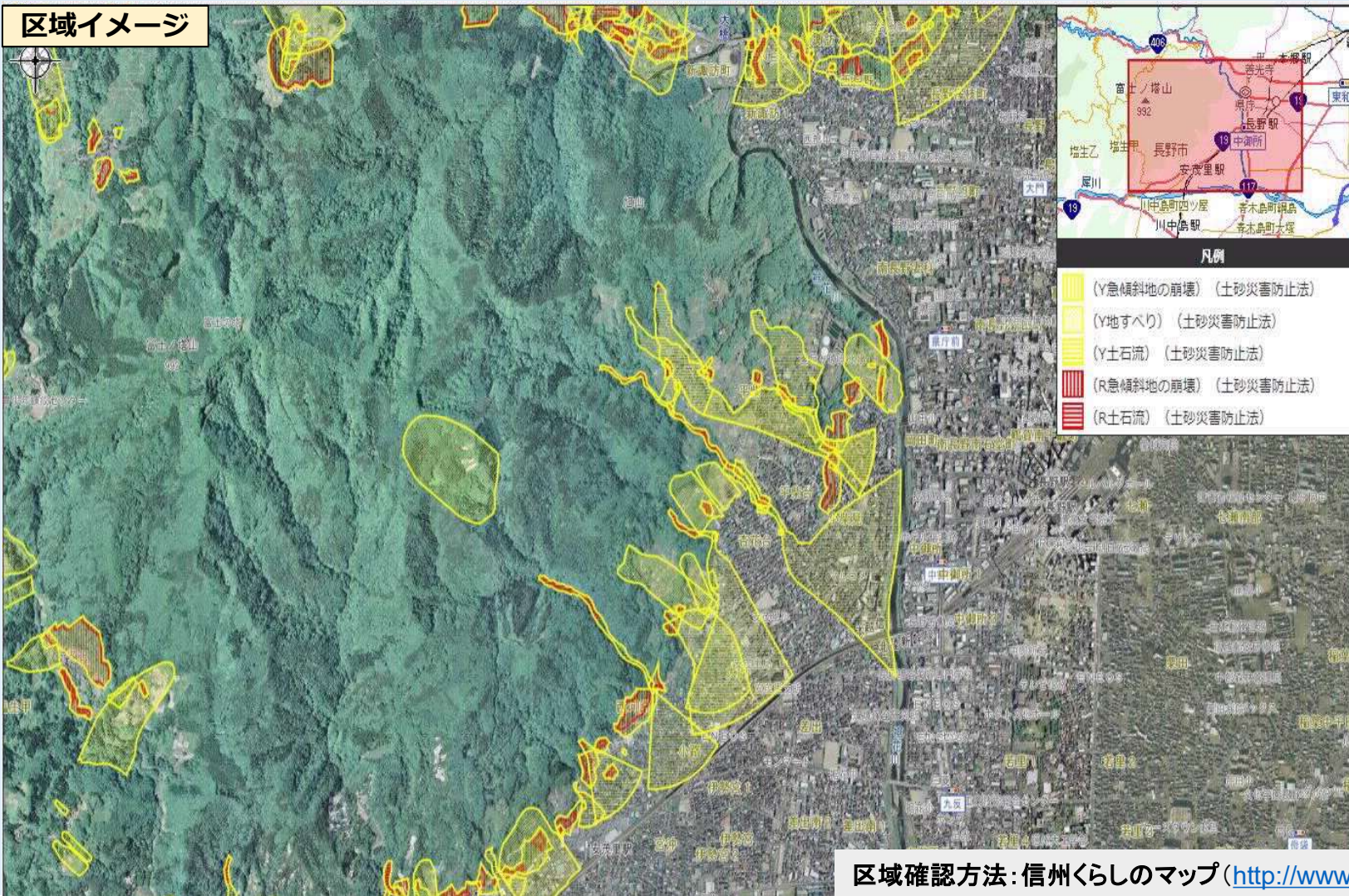
区域イメージ



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

区域名	区域説明	規制内容
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（9条）	再エネ設備に関する規制なし
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべきエリア（7条）	再エネ設備に関する規制なし

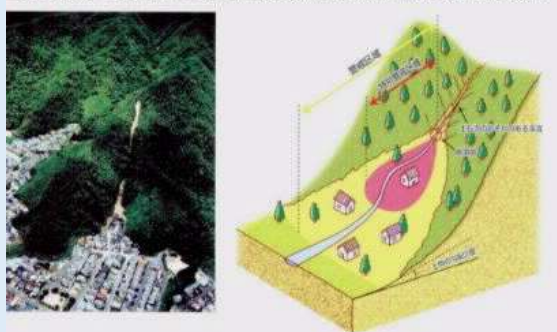
区域イメージ



■急傾斜地の崩壊 ※傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象



■土石流 ※山麓が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

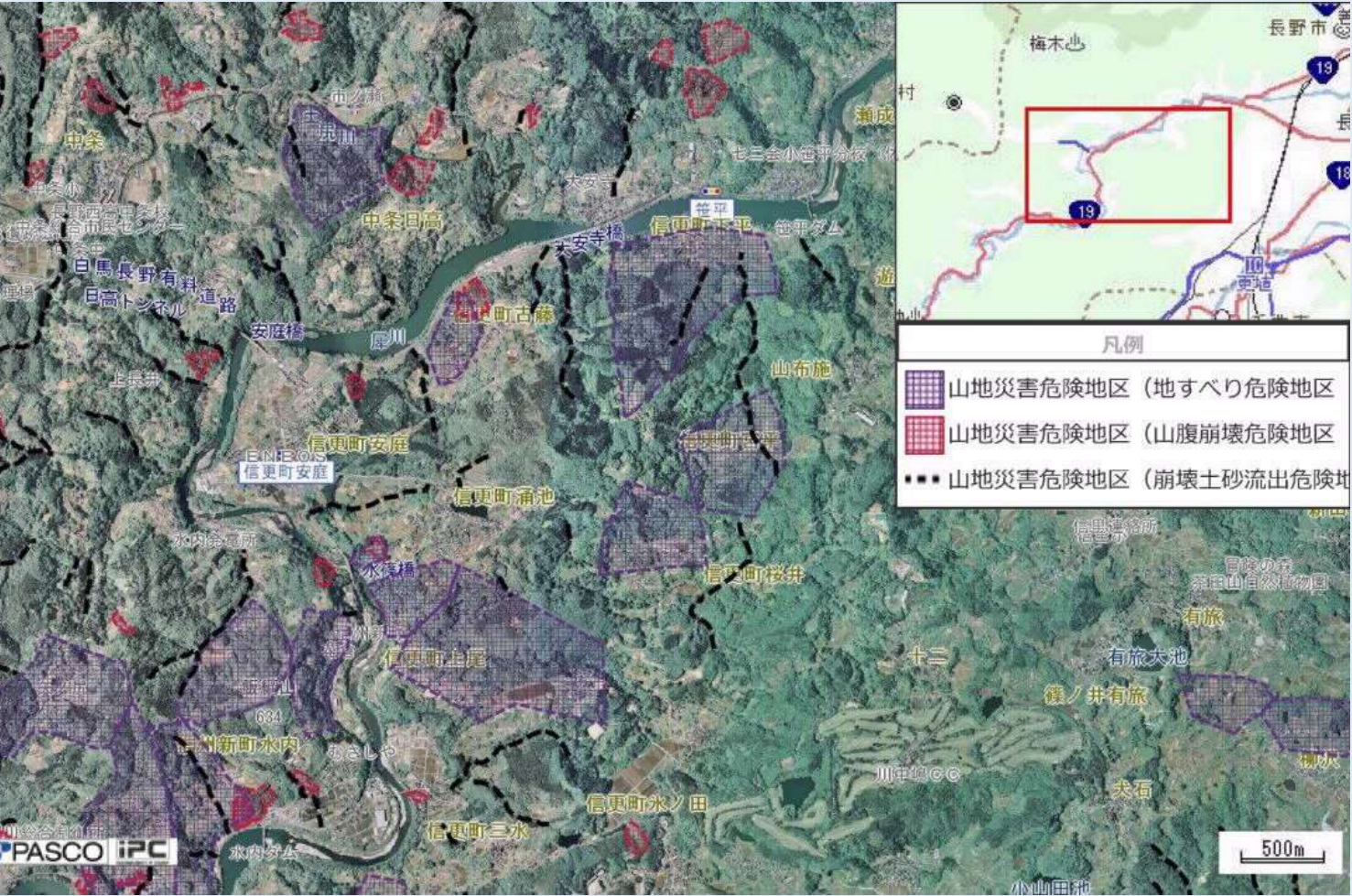


■地滑り ※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



山地災害危険地区調査について（S53.7.17付け林野庁長官通達）

区域名	区域説明	規制内容
山地災害危険地	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊（落石を含む）が発生し直接的に保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂または火山噴火物が土石流となって流下し、保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
	地すべり危険地区	地すべりによって保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区



長野県山地災害危険地区箇所数

中部森林管理局

長野県	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
	468	28	994	1,490

国有林直轄事業区域

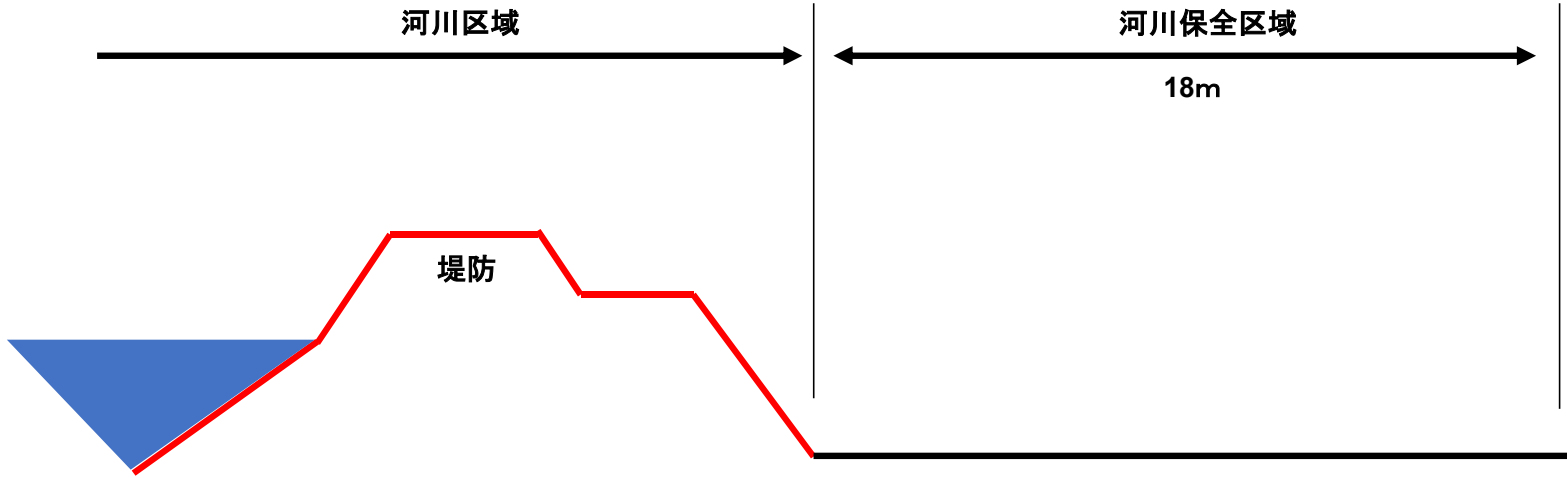
市町村名	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
1 飯山市	2	0	2	4
2 山ノ内町	1	0	0	1
3 木島平村	5	0	7	12
4 野沢温泉村	0	0	3	3
5 栄村	6	0	22	28
6 長野市	14	0	24	38
7 須坂市	4	0	3	7
8 高山村	2	0	4	6
9 信濃町	6	0	13	19
10 飯綱町	1	0	0	1
11 松本市	33	0	58	91
12 塩尻市	13	0	32	45
13 安曇野市	11	0	9	20
14 大町市	16	0	20	36
15 松川村	2	0	2	4
16 白馬村	12	1	9	22
17 小谷村	17	6	19	42
18 小諸市	0	0	3	3
19 佐久市	7	0	27	34
20 小海町	2	0	4	6
21 佐久穂町	1	0	4	5
22 川上村	3	0	10	13
23 南牧村	3	0	5	8
24 南相木村	2	0	3	5
25 北相木村	0	0	5	5
26 軽井沢町	7	0	14	21
27 御代田町	2	0	4	6

区域確認方法: 信州くらしのマップ (<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>)

河川法

区域名	区域説明	規制内容
河川区域	河状を呈している土地(流水が継続して存する土地、草木の生茂の状況その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地の区域、河岸の土地、ダムにおいて常時満水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地) 河川管理施設の敷地である土地の区域(ダム、堤防、護岸等の敷地)(ダムの場合はダム本体及び余水路、副ダムその他ダム本体と一体となってその効用を全うする施設の存する土地並びにこれらの施設と一体となってその効用を全うする土地) 河川管理者の指定によって定まる河川区域	以下の場合に、申請書を提出し、河川管理者の許可・登録を受けなければならない。 ・(流水の占用の許可) 河川の流水を占用しようとする場合 ・(流水の占用の登録) 占用許可を受けて取水した流水その他これに類する流水のみを利用して発電のために流水を占用しようとする場合 ・(土地の占用許可) 河川管理者が権原を有する土地を占用しようとする場合 ・(工作物の新築等の許可) 河川区域内において工作物を新築、改築又は除去しようとする場合 ・(土地の形状変更の許可) 河川区域内において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更しようとする場合
河川保全区域	河川法施行の際に現に存した河川敷地等から18m以内の土地	以下の行為を行う場合は河川管理者の許可が必要。・土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為・工作物の新築又は改築※河川法施行令第34条に規定された行為を除く。

区域イメージ



長野県自然環境保全条例

区域名	区域説明	規制内容
自然環境保全地域 特別地区	周辺の自然的社会的諸条件からみてその区域の自然環境を保全することが特に必要なものとして指定した県自然環境保全地域のうち、保全計画に基づいて県自然環境保全地域の区域内に定める地域（第10条第1項）	工作物の新築、土地の形質変更について、知事の許可が必要
郷土環境保全地域	県自然環境保全区域以外の区域のうち、その区域の周辺の生活環境を含む自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの（第15条第1項）	工作物の新築等（高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル）、土地の形質変更について知事への届出が必要

区域イメージ

県内の自然環境保全地域一覧	計8地区 755.22 ha	郷土環境保全地域について	計36地区 4,044.85 ha
---------------	----------------	--------------	-------------------

県内には長野県自然環境保全地域が8か所指定されています。
下の一覧表の保全地域名をクリックすると指定理由などの詳細がご覧いただけます。

自然環境保全地域指定状況一覧					
番号	保全地域名	関係市町村	保全地域全体 (ha)	特別地区 (ha)	野生動植物 保護地区 (ha)
1	姫川源流	白馬村	15.48	2.78	-
2	鳥甲山	栄村	557.37	557.37	-
3	南木曽岳	南木曽町	156.19	156.19	-
4	唐花見湿原	大町市	8.77	8.77	-
5	色間池	小谷村	7.22	1.50	1.50
6	天狗山	川上村	35.90	22.54	22.54
7	逆谷地湿原	長野市 飯綱町	7.56	4.14	4.14
8	入笠湿原	富士見町	1.93	1.93	1.93
計	8地域		790.42	755.22	30.11

県内には郷土環境保全地域が36か所指定されています。

郷土環境保全地域指定状況一覧

番号	保全地域名	関係市町村	保全地域全体 (ha)	指定年月日
1	新海三社神社	佐久市	27.85	昭和54年10月1日
2	大法寺飯縄山	上田市 青木村	62.75	昭和54年10月1日
3	砥石城跡	上田市		
4	仏岩	長和町		
5	羽広	伊那市		
6	牛伏寺鉢伏山麓	松本市		
7	仁科神明宮	大町市		
8	観竜寺大峰	千曲市		
9	旭山	長野市		
10	小菅山	飯山市		
11	独站山	上田市		

自然・環境

自然公園法、長野県立自然公園条例

区域名	区域説明	規制内容
特別地域	特別保護地区	特別地域内において、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときに指定（第21条第1項）（国立、国定公園のみ）
	第一種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域（規則第9条の2第1号）
	第二種特別地域	第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域（規則第9条の2第2号）
	第三種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域（規則第9条の2第3号）

区域イメージ

図・県自然環境保全地域

長野県の自然公園

国立公園（5地域）

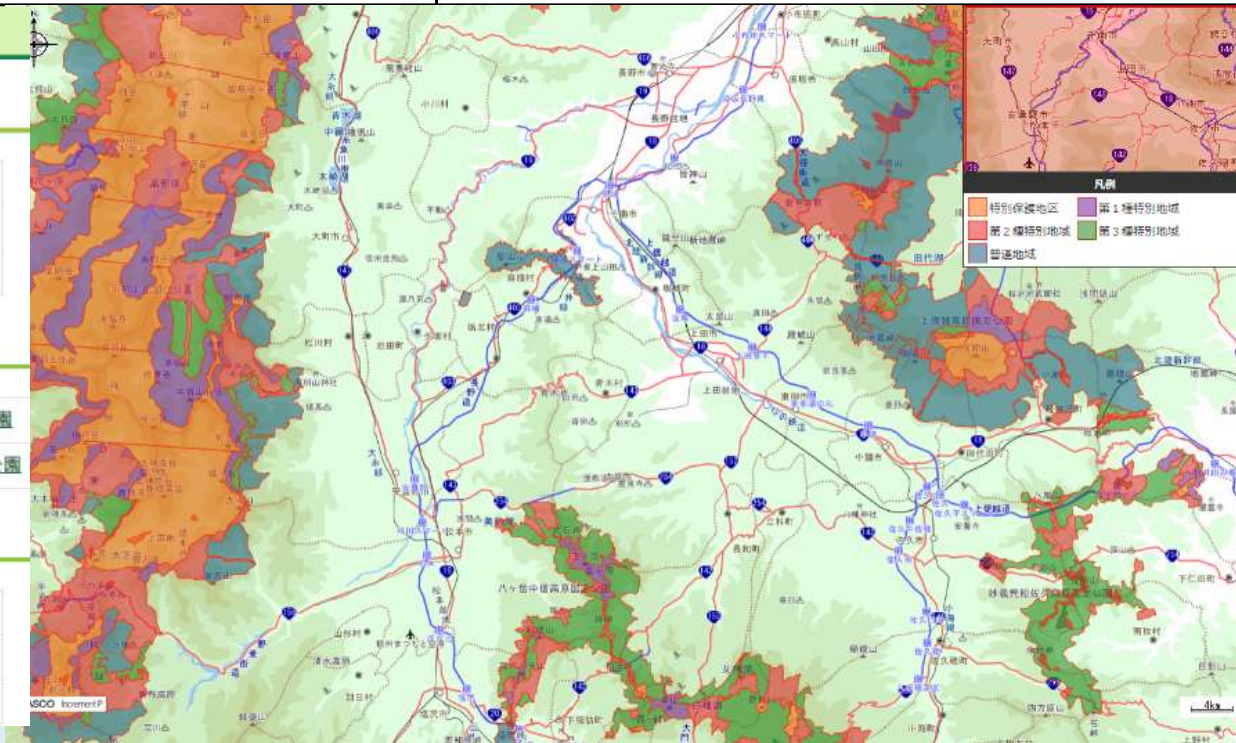
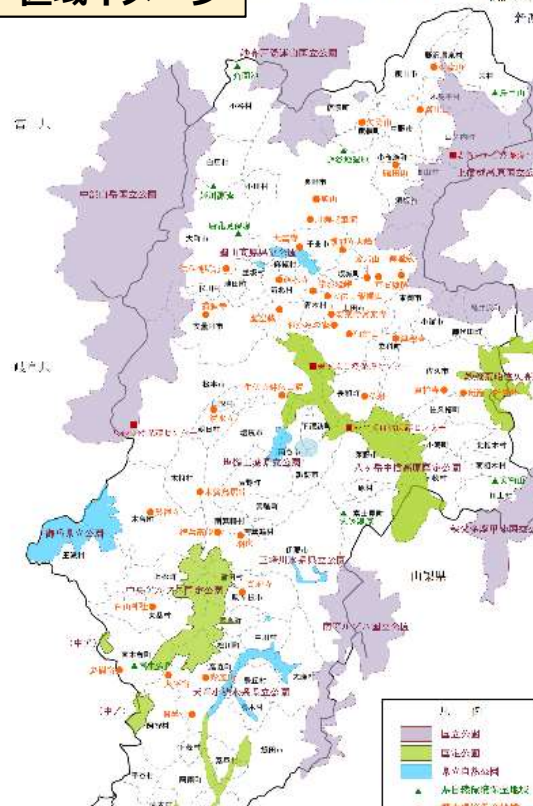
妙高戸隠連山国立公園	中部山岳国立公園
上信越高原国立公園	秩父多摩甲斐国立公園
南アルプス国立公園	

国定公園（4地域）

八ヶ岳中信高原国定公園	天竜奥三河国定公園
妙義荒船佐久高原国定公園	中央アルプス国定公園

県立自然公園（5地域）

御岳県立公園	三峰川水系県立公園
塩嶺王城県立公園	聖山高原県立公園
天竜小渋水系県立公園	



長野県HP「長野県の自然公園の紹介」より

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/koen/syokai.html>)

区域確認方法: 信州くらしのマップ (<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>) 9

自然保護

区域名	区域説明
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護 あると認められる区域（法第28条）

規制内容

鳥獣の特別保護区内で以下の開発行為を行う場合、事前に国等の許可が必要

- ・建築物その他工作物の新築・改築・増築・水面の埋立や干拓、木竹の伐採など

番号	鳥獣保護区特別保護地区の名称	区域	面積(ha)	期限(令和)
13	浅間	浅間鳥獣保護区のうち長野県上田市所在の国有林千曲川上流森林計画区1031林班、1032林班、1033林班、1034林班、1035林班、1036林班、小諸市所在の国有林千曲川上流森林計画区2166林班、御代田町所在の国有林千曲川上流森林区2167林班の区域(ハコバ火砕山麓敷地除く)	1,733	13.10.31
17	十の原	須坂市と上田市菅平高原の境界にある根子岳避難小屋を起点とし、同点から同境界を南東進し、群馬県と長野県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、真田滝ノ入県行彦林地帯と上田市行彦林地帯との接点(約山頂北西部)に至り、同点から同境界を北西進し滝ノ入沢との接点に至り、同点から上田市民有林第2122林班と第2123林班の境界を北西進し、上田市民有林第2122林班と第2123林班と第2148林班の境界と上田市真田町の原地籍所在の山家神社里道を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北進し、中尾根三角点(標高約1917メートル)を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進し、根子岳避難小屋を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	705	11.10.31
21	塩嶺	岡谷市塩峠付近の国道20号線と市道小野立公園内線との接点を起点とし、同点から同道を北西進し、同国道と松井沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と塩尻市の市界との接点に至り、同点から同市界を北進し、同市界と通称 カエルが池(カフズが池)との接点に至り、同点から今井区有林と小井川区有林の境界線を南進し、同境界線を東進し、同境界線と塩嶺高ボッチハイキングコースとの交点に至り、同点から同ハイキングコースを東進し、林道高ボッチ山線を二度横切り、更に南進し、同ハイキングコースと林道高ボッチ山線との交点に至り、同点から同林道を南進し、岡谷市森林植物園北東端接点に至り、同点から同植物園界を南進し更に西進し、同植物園界と南道との接点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と田中仙道との交点に至り、同点から同道を北西進し、同道と市道小野立公園内線との接点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし塩峠大字東上山益司の宅地及び農地2ヘクタールは除く	121	7.10.31
41	三峰川上流	三峰川上流鳥獣保護区内の、上田郡長谷村所在の南信森林管理署浦園国有林中第2林班から第4林班までの各林班、同第56林班から第59林班までの各林班、同第65林班及び第66林班、同第70林班から第73林班までの各林班、同第89林班から第94林班までの各林班、同第101林班から第104林班までの各林班、同第108林班から第120林班までの各林班の区域一円	4,914	4.10.31
45	萱野高原	上伊那郡箕輪町大字福与地籍の林道中線と林道峰山線の交点を起点とし、同点から林道中線を西進し、鹿座山の神へ至る歩道との接点に至り、同点から同歩道を西進し、間沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、林道近寺線との接点に至り、同点から同林道を西進し、通称六本木林道に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、東側尾根との接点に至り、同点から同道を東進し、箕輪町三日月地籍の旧ススキ荘跡地に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、歩道十八曲線との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、林道中線との接点に至り、同点から同林道を南進し、作業道峰山線との接点に至り、同点から同作業道を南進し、林道峰山線との接点に至り、同点から同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	133	10.10.31
52	万古川	天竜川支流万古川と歩道やせねねとの接点を起点とし、同点から同歩道を北進し、馬背山に至り、更に北進し、ヤカレ沢との交点に至り、同点から同沢を南進し、万古川に至り、同点から同川を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	80	9.10.31
74	のぞきど	木曽郡大桑村大字野尻宇太田地籍の農道袖林道と林道野尻川線の分岐点を起点として、同点から同農道を30メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初の北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と林道野尻川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、戸沢村に附する橋を渡り、同橋から100メートル同林道を北進し、同林道と杆有林との私有林の境界線との尾根との接点に至り、同点から杆有林と私有林との境界線を北東進し、同林道と大桑村と木曽郡南木曽町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曽町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と村道神戸沢木戸線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と林道野尻川線との接点に至り、同点から林道野尻川線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	178	4.10.31
77	美ヶ原	美ヶ原鳥獣保護区のうち、松本市大字入山辺松沢地籍の民有林第62林班と第71林班の境界と松沢との交点を起点とし、同点から同境界を北東進し、日向沢本尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、長野県有林松本市三里財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、林道よもぎばね線との交点に至り、同点から同林道を北進し、長野県有林松本市私有林の境界との交点に至り、同点から同境界線を北東進し、大門沢との交点に至り、同点から同林道を北東進し、国典中信森林管理署宮内第246林班と長野県有林の境界との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、松本市と小県郡長和町との境界との接点に至り、同点から境界線を南進し、松本市入山辺宇山辺山地の民有林第60林班と小県郡長和町との境界との接点に至り、同点から同林道を南進し、民有林第67林班と第77林班の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南進し、宮道松林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界線を南進し、民有林第59林班と第77林班の境界との接点に至り、同点から同境界線を南西進し、国有林松本市私有林の境界との接点に至り、同点から同境界線を西進し、県道松本和田線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、民有林第71林班の小班5-1と同林班5-1の境界との接点に至り、同点から同境界線を北進し、民有林第71林班の小班1-1と同林班5-1の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、標高1,065.9メートル地点に通じる尾根との接点に至り、同	764	10.10.31

[illegible]

国指定	2 地区
県指定	12 地区

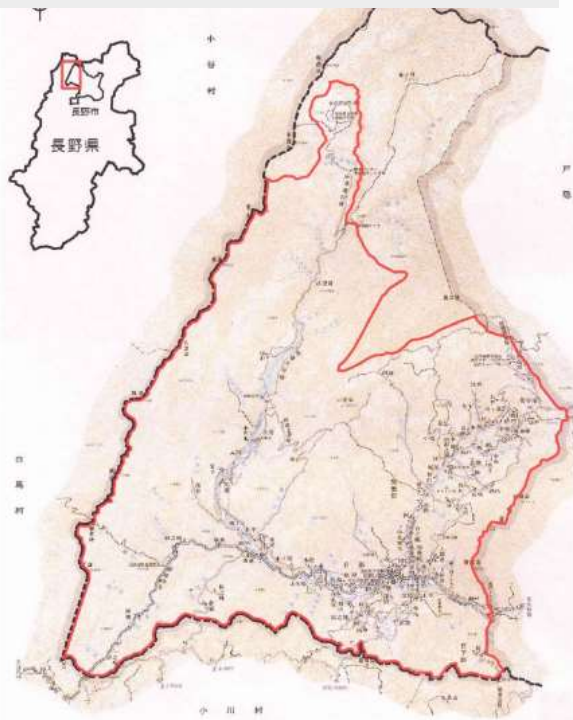
長野県ふるさと森林づくり条例

区域名	区域説明	規制内容
森林整備保全重点地域 ・根羽村森林整備保全重点地域 ・木祖村森林整備保全重点地域 ・長野市鬼無里地区森林整備保全重点地域 ・南相木森林整備保全重点地域 ・塩尻檜川地区森林整備保全重点地域	森林の持つ県土の保全、水源のかん養などの機能を高度に発揮させるために特に重要な地域	保安林及び保安施設地区を除く森林において、0.1ha以上の開発（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）を行う者は、その行為について、知事に事前に届けなければならない。

区域イメージ 森林整備保全重点地域 指定区域図

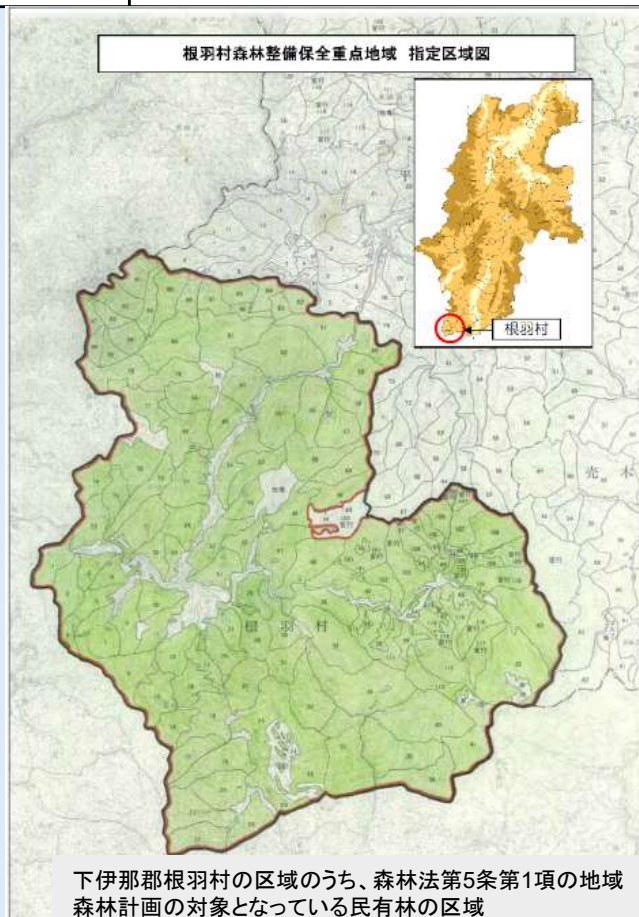
S=1:100,000

長野市鬼無里の区域のうち、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域



凡 例
市町村界
指定区域

根羽村森林整備保全重点地域 指定区域図

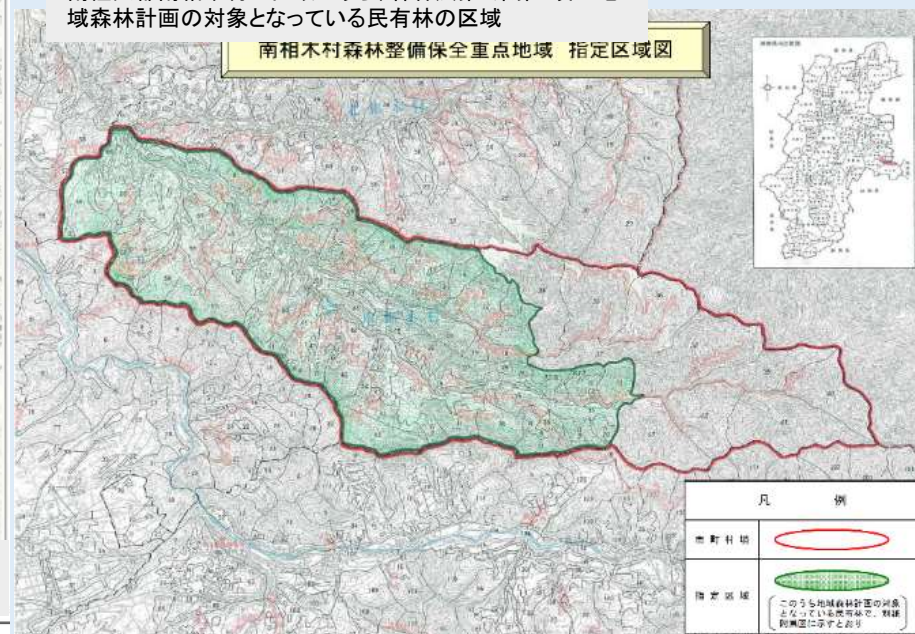


下伊那郡根羽村の区域のうち、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域

凡 例
市町村界
指定区域

南佐久郡南相木村の区域のうち、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域

南相木村森林整備保全重点地域 指定区域図



凡 例
市町村界
指定区域

長野県HP「長野県ふるさと森林づくり条例」

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/zean/keka/jore.html>) 11

景観法、長野県景観育成条例

区域名	区域説明	規制内容
景観育成重点地域 (1) 浅間山麓景観育成重点地域 (2) 八ヶ岳山麓景観育成重点地域 (3) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域 (4) 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域	次に掲げる地域のうち、景観の育成上特に重要なもの。(条例第4条第3項) (1) 産地、高原等の自然的景観を有する地域 (2) 道路又は河川に沿った地域 (3) 田園景観を有する地域 (4) 都市景観を有する地域 (5) 歴史的景観を有する地域 (6) 眺望景観を有する地域	高さ13メートル超 又は床面積20平方メートル超の建築物の新築、増築、改築又は移転に届出が必要・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの構築面積の合計が20㎡を超えるものは届出が必要・電気供給・通信施設については高さ8mを超えるものは届出が必要
眺望点	地域の守るべき景観を持つ地点。 長野県で指定した「指定された眺望点」と行為者が任意で選定する「任意の眺望点」がある。	眺望点からの眺望にどのような影響を与えるかを客観的に確認するため、眺望点から見た完成予想図を作成し、届出書に添付する。

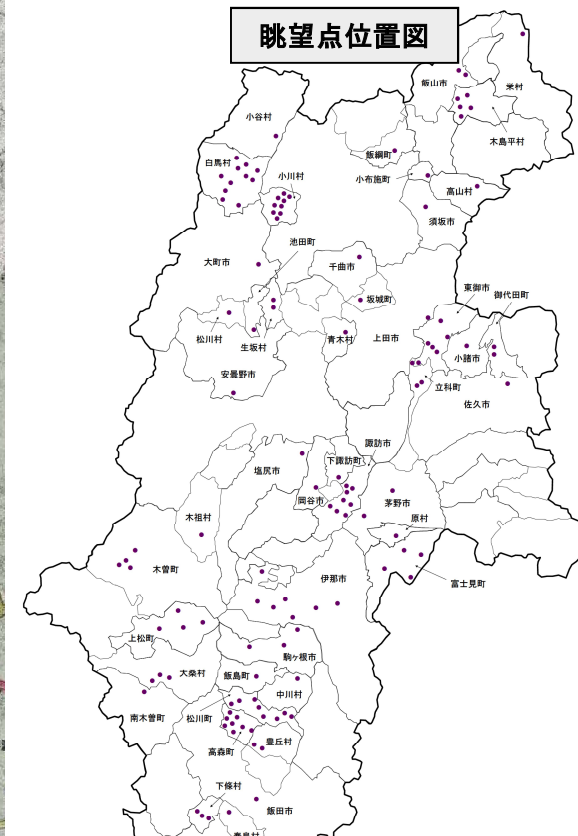
区域イメージ

浅間山麓景観育成重点地域の地域区分



区域確認方法: 長野県HP「景観育成重点地域について」より
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/jutenchiiki.html>
 信州くらしのマップ (<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>)

眺望点位置図



区域確認方法: 長野県HP「眺望点の指定箇所一覧」より
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/chobo/shitei.html>

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）

区域名

区域説明

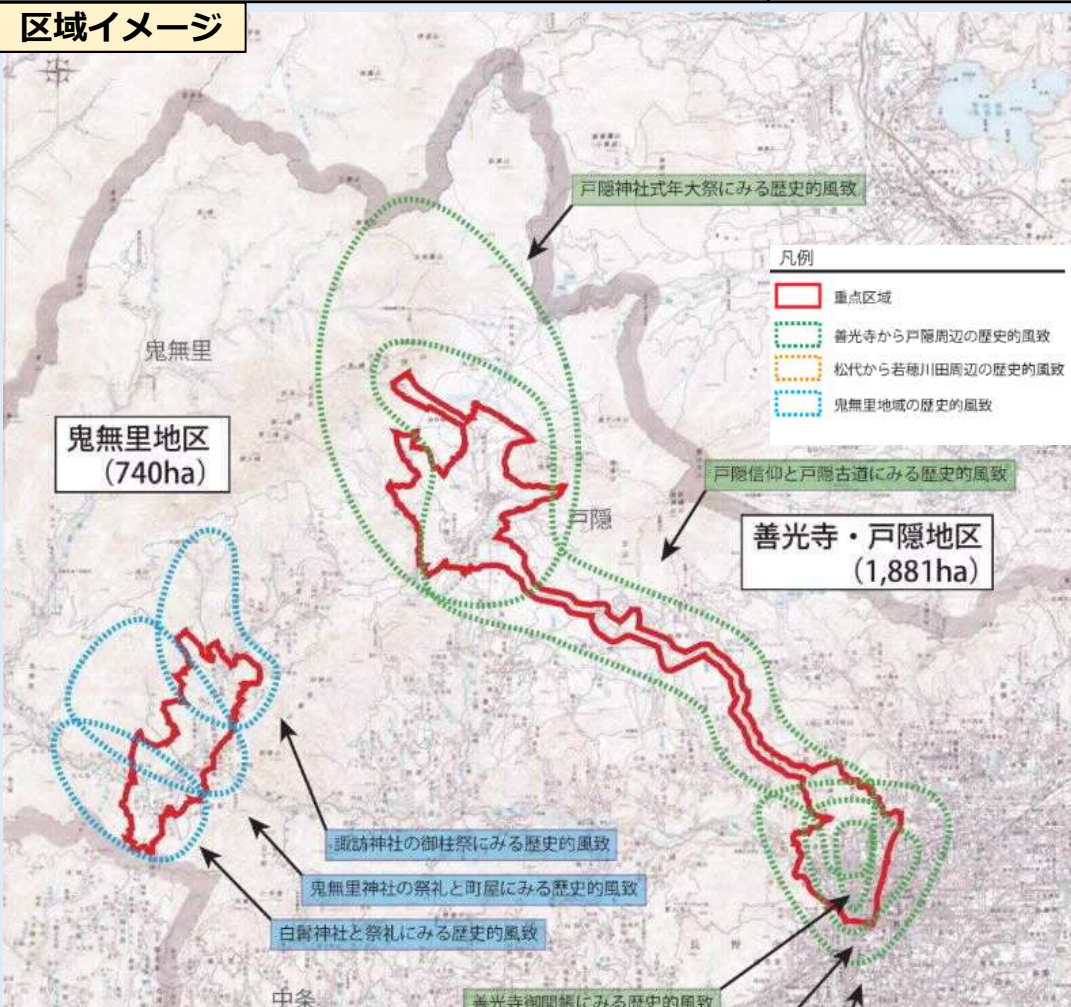
規制内容

(歴史的風致維持向上計画で定める) 重点区域

重要文化財，重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域（第5条第2項第2号）

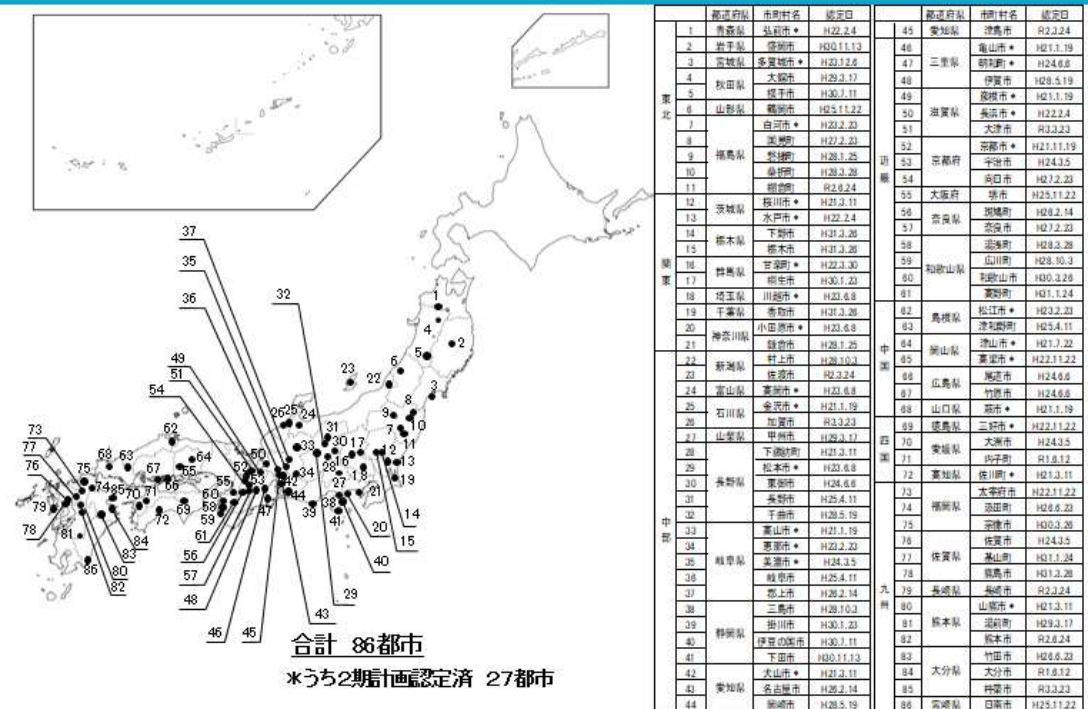
再エネ設備に関する規制なし

区域イメージ



歴史的風致維持向上計画認定状況（R3年5月末時点）

国土交通省



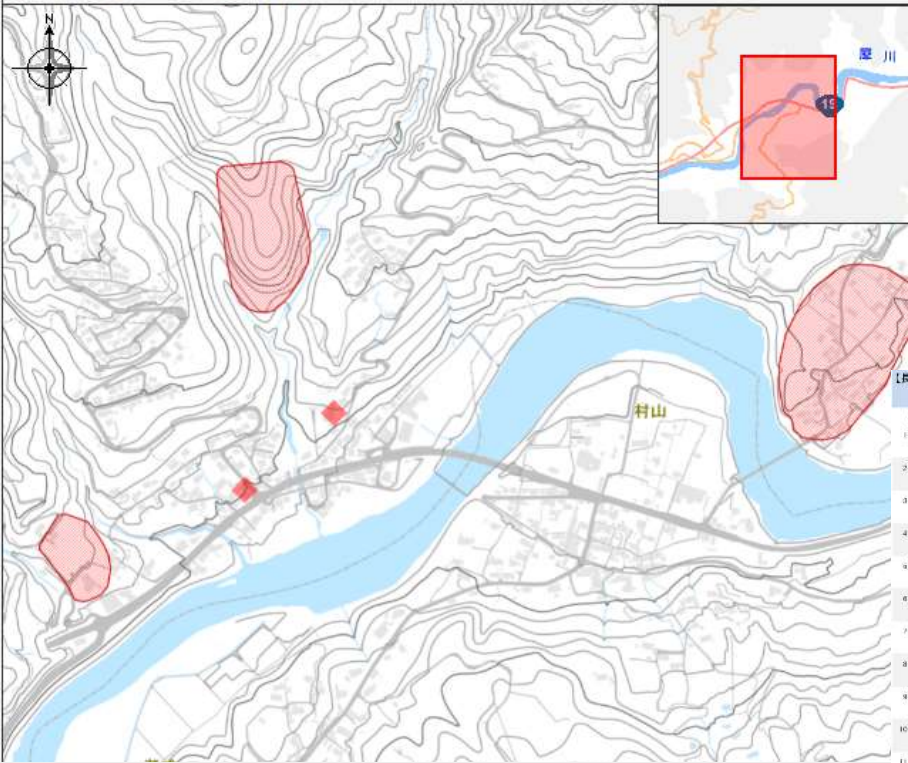
区域確認方法:各認定市町村HPより確認(例:長野市「長野市歴史的風致維持向上計画」)
(<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sougoukeikaku/66192.html>)

文化財保護法、文化財保護条例

区域名	区域説明	規制内容
周知の埋蔵文化財包蔵地	貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内で土木工事等を行う場合は、文化財保護法により届出等が必要（民間事業者：工事着工60日前 公共事業：事前協議）
史跡・名勝・天然記念物指定地	記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物と指定	史跡・名勝・天然記念物指定地において開発行為を行う場合、事前に国等への許可が必要（※再生可能エネルギーの開発は事実上不可）
重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの	現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合、行為をしようとする日の30日前までに届出が必要（※再生可能エネルギーの開発は事実上不可）
伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区	伝統的建造物群保存地区内での現状変更行為に対しては市町村条例等により規定。とくに重要なものは「重要伝統的建造物保存地区」として文部科学大臣により選定。（※再生可能エネルギーの開発は事実上不可）

区域イメージ

井山布施 付近



区域確認方法: 信州くらしのマップ (<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>)



【長野県】国指定等文化財			
区分	名称	所在地	所在地
1 天然記念物	能登	長野市	小田原市
2 天然記念物	能登	長野市	小田原市
3 天然記念物	能登	長野市	小田原市
4 天然記念物	能登	長野市	小田原市
5 天然記念物	能登	長野市	小田原市
6 天然記念物	能登	長野市	小田原市
7 天然記念物	能登	長野市	小田原市
8 天然記念物	能登	長野市	小田原市
9 天然記念物	能登	長野市	小田原市
10 天然記念物	能登	長野市	小田原市
11 天然記念物	能登	長野市	小田原市
12 天然記念物	能登	長野市	小田原市
13 天然記念物	能登	長野市	小田原市
14 天然記念物	動物	長野市	小田原市
15 天然記念物	動物	長野市	小田原市
16 天然記念物	動物	長野市	小田原市
17 天然記念物	動物	長野市	小田原市
18 天然記念物	地質植物	長野市	小田原市
19 天然記念物	地質植物	長野市	小田原市
20 天然記念物	地質植物	長野市	小田原市
21 天然記念物	地質植物	長野市	小田原市
22 天然記念物	地質植物	長野市	小田原市
23 天然記念物	地質植物	長野市	小田原市
24 天然記念物	地質植物	長野市	小田原市

区域確認方法: 各市町村担当課へ確認
例: 長野市「長野市行政地図情報」(<https://www2.wagmap.jp/nagano/Portal>)

区域名	区域説明	規制内容
水道水源保全地区	水道の水源を保全するため特に必要な区域（第11条）	ゴルフ場の建設、廃棄物の最終処分場の設置、1 ha超の土地の地質変更がある場合は、知事に事前協議し、同意を得なければならない（第12条）

区域イメージ

国土地理院 使用承認(平26情使、第265号)



(平成30年3月31日)

			平成30年7月31日	
広域名	市町村名	保 全 地 区 の 名 称	面積 (ha)	指定 年度
佐 久	南牧村	所沢水道水源保全地区	265	H 6
		娘屋沢水道水源保全地区	48	H 7
	北相木村	寄沢水道水源保全地区	4	H 13
上 小	上田市	赤井水道水源保全地区	30	H 8
	長和町	大沢水道水源保全地区	53	H 8
		上綱水道水源保全地区	25	H 8
		北沢水道水源保全地区	60	H 8
	青木村	田沢水道水源保全地区	44	H 7
		白川水道水源保全地区	39	H 10
上伊那	伊那市	猿俣水道水源保全地区	290	H 11
		大沢水道水源保全地区	180	H 13
		古瀬水道水源保全地区	12	H 26
		大曾曾水道水源保全地区	12	H 26
	駒ヶ丘市	中山水道水源保全地区	2	H 26
		中曾曾水道水源保全地区	7	H 26
		上州水道水源保全地区	5	H 26
		北瀬水道水源保全地区	23	H 27
	辰野町	大沢水道水源保全地区	40	H 11
飯島町	山ノ目水道水源保全地区	118	H 11	
飯 伊	飯田市	水尻沢水道水源保全地区	21	H 5
		金七沢水道水源保全地区	157	H 9
	阿智村	辰九郎沢水道水源保全地区	67	H 6
	平谷村	大松沢水道水源保全地区	40	H 6
	根羽村	葛野水道水源保全地区	110	H 7
	岩木村	岩倉水道水源保全地区	32	H 12
	大館村	間吹山本沢水源保全地区	15	H 11

木 曽	南木曽町	妻籠水道水源保全地区	85	H 11
	木曽町	岩井ノ沢水道水源保全地区	84	H 7
		陰摩水道水源保全地区	69	H 8
	木祖村	塩沢水道水源保全地区	191	H 7
	人桑村	木沢沢水道水源保全地区	13	H 9
松 本	安曇野市	野尻水道水源保全地区	121	H 12
	筑北村	黒沢水道水源保全地区	161	H 6
		阿可量水道水源保全地区	165	H 7
大 北	大町市	川津水道水源保全地区	112	H 12
長 野	長野市	大清水水道水源保全地区	23	H 5
		松石水道水源保全地区	8	H 10
		尾身沢水道水源保全地区	83	H 11
		下種川水道水源保全地区	133	H 13
		神川水道水源保全地区	99	H 5
	須坂市	櫛子水道水源保全地区	174	H 6
		島知水道水源保全地区	145	H 9
		防風沢水道水源保全地区	140	H 13
		油久保水道水源保全地区	38	H 18
		小川村	桐山・島立水道水源保全地区	190
北 信	山ノ内町	かつふ・しの沢水道水源保全地区	31	H 8
27市町村 46地区			3,764	

区域名

区域説明

規制内容

水資源保全地域

水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域（第9条）

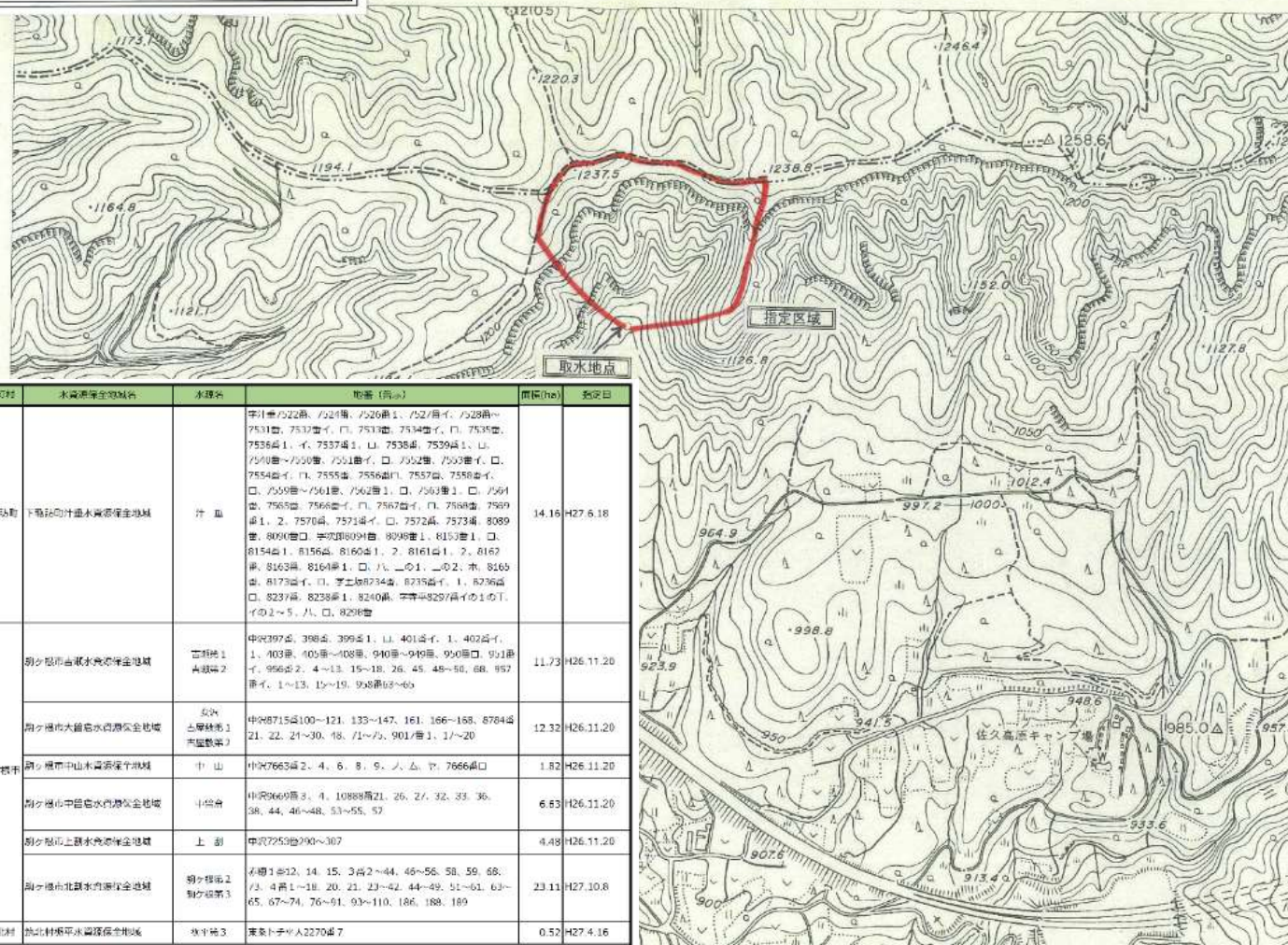
当該土地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3カ月前までに、知事に届出なければならない。（第10条）

区域イメージ

■ 水資源保全地域指定一覧

品名	市町村	水源確保金地区名	水源名	地区(番号)	面積(ha)	備付
佐久市	佐久市	佐久市富相田湧水所保全地域	川瀬	富相(3507番17, 29, 30, 34, 36~38, 265, 267~269, 377, 3608番6, 13, 41, 43, 57, 3635番1~4, 3638番2~5, 3640番1~3, 6, 7, 3640番1, 3641番2, 3645番3, 3648番1, 3, 3711番~3713番, 3716番1, 3717番1, 2, 3718番, 3719番1, 2, 4, 3720番, 3721番3, 3722番1, 3733番1, 3734番, 3735番1, 1, 3736番, 3737番1, 3738番, 3738番1, 2, 3738番~3742番, 3765番, 3767番, 3768番, 3778番1, 2, 3788番, 3804番, 3805番)	78.06	H27.12.10
		佐久市富相田湧水所保全地域	豊久保	富相(3489番1, 2, 29, 48, 54, 55, 65, 68, 71, 72, 74, 76~87, 94~98)	200.23	H27.12.10
		佐久市富相田湧水所保全地域	富の宮第一	富相(3490番5, 39~41)	40.44	H28.12.8
		佐久市豊相田湧水所保全地域	五斗水(湧田)	豊相(9910番7, 5の一, 287)	7.33	H28.12.8
		佐久市湧水所保全地域	赤谷	A275番2番4, 5, 755番1~78, 2549番1の一, 2549番2~5, 2556番1~5, 2557番1~15	26.56	H30.2.19
		佐久市豊相水所保全地域	熊旗	豊相509番	6.51	R2.4.16
佐賀市	佐賀市	南橋本村南水水源確保金地区	栗生	5092番1, 5092番2, 5092番4, 5092番6, 5092番7, 5092番9, 5092番11, 5092番14, 5092番16, 5093番18, 5093番1, 5093番4, 5099番1, 5099番2, 5099番3, 5099番4, 5099番5, 5098番4, 5098番5	39.25	R3.2.18
		南橋本村北水水源確保金地区	立直	6334番25, 6334番27, 6334番38, 6334番39, 6334番34, 6334番35, 6334番36, 6334番37, 6334番68, 6334番92, 6334番94, 6334番97, 6334番100, 6334番102, 6334番141	5.9	R3.2.18
		南橋本村西の水水源確保金地区	島の前	6474番4, 6475番6	8.42	R3.2.18
		南橋本村南水水源確保金地区	三田第2	5760番1, 5760番2, 5761番1, 5761番2, 5761番3, 5762番1, 5762番3, 5763番4, 5762番5, 5762番6, 5762番7, 5764番, 5765番1, 5765番2, 5766番1, 5767番1, 5767番3, 5768番1, 5768番2, 5768番3, 5768番6, 5769番1, 5769番2, 5769番3, 5769番6, 5770番1, 5770番2, 5770番4, 5771番1, 5771番2, 5775番, 5778番, 5777番1, 5777番2, 5778番1, 5778番3, 5778番4, 5778番6, 5778番7, 5779番1, 5779番2, 5779番6, 5779番8, 5779番11, 5780番1, 5781番, 5782番, 5783番, 5784番1, 5784番2, 5784番3, 5785番2, 5785番3, 5785番4, 5785番6, 5786番1, 5786番2, 5786番3, 5786番6, 5786番7, 5787番1, 5787番2, 5788番1, 5789番1, 5789番2, 5789番3, 5790番1, 5791番1, 5791番2, 5792番1, 5792番3, 5793番, 5794番1, 5794番2, 5794番3, 5795番1, 5795番3, 5795番5, 5795番6, 5796番1, 5796番2, 5797番, 5798番1, 5798番2, 5799番, 5800番, 5801番, 5802番1, 5802番2, 5803番, 5804番, 5805番1, 5805番2, 5805番3, 5805番5, 5807番, 5808番1, 5808番2, 5809番1, 5809番2, 5809番3, 5809番4, 5810番, 5811番1, 5811番3, 5811番5, 5811番6, 5812番1, 5812番2, 5812番3, 5812番11, 5813番3, 5813番6, 5814番1, 5814番3, 5814番6, 5814番7, 5814番9, 5814番11, 5814番13, 5816番1, 5816番3, 5817番, 5818番1, 5818番2, 5818番3, 5819番4, 5818番8, 5819番, 5820番, 5821番1, 5821番3, 5821番5, 5822番1, 5822番3, 5822番4, 5831番1, 5832番, 5834番1)	15.34	R3.2.18
		南橋本村南水水源確保金地区	三田第2	5790番1, 5795番1, 5795番3, 5795番5, 5795番6, 5796番1, 5796番2, 5797番, 5798番1, 5798番2, 5799番, 5800番, 5801番, 5802番1, 5802番2, 5803番, 5804番, 5805番1, 5805番2, 5805番3, 5805番5, 5807番, 5808番1, 5808番2, 5809番1, 5809番2, 5809番3, 5809番4, 5810番, 5811番1, 5811番3, 5811番5, 5811番6, 5812番1, 5812番2, 5812番3, 5812番11, 5813番3, 5813番6, 5814番1, 5814番3, 5814番6, 5814番7, 5814番9, 5814番11, 5814番13, 5816番1, 5816番3, 5817番, 5818番1, 5818番2, 5818番3, 5819番4, 5818番8, 5819番, 5820番, 5821番1, 5821番3, 5821番5, 5822番1, 5822番3, 5822番4, 5831番1, 5832番, 5834番1)	15.34	R3.2.18
		南橋本村南水水源確保金地区	三田第2	5790番1, 5795番1, 5795番3, 5795番5, 5795番6, 5796番1, 5796番2, 5797番, 5798番1, 5798番2, 5799番, 5800番, 5801番, 5802番1, 5802番2, 5803番, 5804番, 5805番1, 5805番2, 5805番3, 5805番5, 5807番, 5808番1, 5808番2, 5809番1, 5809番2, 5809番3, 5809番4, 5810番, 5811番1, 5811番3, 5811番5, 5811番6, 5812番1, 5812番2, 5812番3, 5812番11, 5813番3, 5813番6, 5814番1, 5814番3, 5814番6, 5814番7, 5814番9, 5814番11, 5814番13, 5816番1, 5816番3, 5817番, 5818番1, 5818番2, 5818番3, 5819番4, 5818番8, 5819番, 5820番, 5821番1, 5821番3, 5821番5, 5822番1, 5822番3, 5822番4, 5831番1, 5832番, 5834番1)	15.34	R3.2.18
小海町	小海町	小海町五箇水水源確保金地区	西第	大字千代田字平田320番3, 350番1~3, 361番1, 361番2, 362番, 363番1~3, 364番1, 364番2, 365番1, 37, 366番, 367番1, 3~9, 39~72, 368番, 369番1~3, 370番, 371番1~4, 372番1, 2, 373番, 374番1, 2, 375番, 宇田ツツ沢37番, 377番1~3, 378番1, 2, 379番1, 2, 380番, 380番1~3, 383番1~3, 384番1, 2, 385番1~3, 386番, 宇田ツツ沢392番1~4, 大字平田字宇田字9910番69~72	64.34	H26.2.17

地形図（佐久市東地水源）

[illegible]

6市町村19地域 567.25ha

長野県HP「水資源保全地域の指定一覧」

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/mizukankyo/jore/shitei-ichiran.html>) 16

土壌汚染対策法

区域名	区域説明	規制内容
要措置区域	汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域（第6条）	土地の形質の変更の原則禁止（第9条）
形質変更時要届出区域	汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずる恐れがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（第11条）	土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならない。（第12条）

区域イメージ

1.要措置区域の指定の状況					
整理番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積(m ²)	基準を超過した特定有害物質	管轄地域振興局
整-22-1	平成23年1月13日	上田市緑が丘1-2354-4の一部	21,877.8	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ベンゼン	上田
整-24-3	平成24年11月29日	上伊那郡辰野町大字伊那富7353-2番地の一部	1,000	トリクロロエチレン	上伊那
整-27-1	平成27年10月22日	諏訪市高島一丁目2900番19の一部	111.49	トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン	諏訪
整-R2-3	令和2年12月17日	安曇野市豊科南穂高1075番23の一部、1080番1の一部、1082番1の一部、1083番1の一部、1083番2の一部及び1084番3の一部	1,896.56	1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン	松本
整-R2-4	令和3年3月1日	塩尻市大字大門字原405番の一部	1,160	ふっ素及びその化合物	松本
2.形質変更時要届出区域の指定の状況					
整理番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積(m ²)	基準を超過した特定有害物質	管轄地域振興局
整-16-2	平成16年10月12日 (令和元年9月12日一部解除)	木曽郡木曽町福島2378-2、2381及び2386-1並びに福島2382、2384-1、2385-1及び2326-6の一部	4,538.5 4,438.5	ふっ素及びその化合物	木曽

整-16-3	平成16年11月22日	伊那市山寺298-1の一部	100	ほう素及びその化合物	上伊那
整-19-1	平成20年3月31日	茅野市ちの617-10の一部	110	シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン	諏訪
整-22-2	平成23年3月10日	茅野市仲町4597-1の一部及び4597-11の一部	278.8	シアン化合物、ほう素及びその化合物	諏訪
整-23-1	平成23年6月30日	中野市大字若宮234-1の一部	1,062.07	(自然由来特例区域) 砒素及びその化合物	北信
整-23-2	平成23年9月29日	千曲市大字内川字内川417及び字堀田久保770	20,418.55	鉛及びその化合物	長野
整-23-3	平成23年11月17日	中野市大字西条字高橋116-1、138-1、138-2の一部、148-3	22,249.89	砒素及びその化合物	北信
整-25-1	平成26年1月16日	安曇野市穂高8385番4の一部及び8391番10の一部	1,047	六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	松本

他

要措置区域	5 区域
形質変更時要届出区域	20 区域

区域確認方法:管轄地域振興局環境部署へ確認
長野県HP「土壌汚染対策法に基づく区域の指定等について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/dojo/shite.htm>

農地法

区域名	区域説明	規制内容
農地	農用地区内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された農地 原則不許可（営農型太陽光発電設備は許可できる場合がある。）
	甲種農地	市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地 原則不許可 （ただし、農業用施設を設置する場合等、例外的に認められる場合有り） 営農型太陽光発電設備は許可可能
	第1種農地	集団的に存在している農地や、土地改良事業等の公共投資の対象となった農地 原則不許可 （ただし、市街地に設置することが困難な施設を設置する場合等、例外的に認められるもの有り） 営農型太陽光発電設備は許可可能

区域イメージ

農地転用許可制度の概要 — 農地法(昭和27年制定) —

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。

